

# I 生徒心得と学校生活のルール

## 1 大垣養老高生としての心得

本校生徒として自覚と誇りをもって自分の行動を律し、明るく充実した校風づくりに努めましょう。

- (1) 規律ある生活を送ろう
  - ・意欲と関心をもって、授業にのぞもう
  - ・目標をもって生活し、時間を守って行動しよう
- (2) お互いの人格を尊重しよう
  - ・意見の違いを認め合おう
  - ・他人に不愉快な思いをさせるような言動は慎もう
- (3) 公共物を大切にし、校内の美化に努めよう
  - ・皆で使う物は大切にしよう
  - ・校内美化のため、まず汚さないようにしよう
- (4) 健康管理に留意しよう
  - ・規則正しい食生活をし、睡眠時間を十分にとろう
  - ・心身が不調になった時、適切な対処ができるようになろう
- (5) 交通安全に努めよう
  - ・交通ルール・マナーを守ろう
  - ・余裕をもって登下校ができるようにしよう
- (6) 情報モラルを守ろう
  - ・正しいルールと知識を身に付け、人権尊重意識をもってインターネットを利用しよう
  - ・携帯電話、スマートフォンの使用について、学校のルールを守ろう
- (7) その他
  - ・自分の持ち物は、しっかり自己管理しよう

## 2 生徒目標

- (1) 自ら身だしなみを整えられる生徒になろう。
- (2) ルールを守り、マナーを身に付けた、よりよい生徒になろう。
- (3) あたためたい人間関係づくりをしよう。

そのために、

- ① 「はい。」と返事ができる素直な生徒
- ② 「ありがとう。」と言える感謝の心をもった生徒
- ③ 掃除を通して心をみがける生徒

を目標に努力しよう。

### 3 快適なスクールライフ実現のためのルール

皆さんの快適なスクールライフ（学校生活）の実現のために、以下のような行為を禁止します。学びの場にふさわしくない言動、周囲の迷惑となるようなマナー違反は許されません。自分を大切にすることとは、同時に周囲の人を大切にすることなのです。このことを一人一人が自覚して行動するようにしましょう。

#### (1) 禁止行為

##### ①授業の規律などを乱す行為

すべての生徒には学習する権利があります。また、教師にはこの権利を保障する義務があります。したがって、授業中私語をすることや歩き回る、マンガやゲーム類を持ち込むことも禁止します。授業を妨害するような我がままな行為は許されません。

##### ②暴力、暴言、脅し（威嚇）等

いかなる理由があろうとも、他人に暴力をふるう行為は許されません。肉体的暴力だけでなく、心に傷を負わせるような言動も一切してはいけません。

##### ③いじめ、差別的言動、セクシャルハラスメント等

いじめは、他人を大切にすることから最も遠い行為です。自分では冗談のつもりでも、人によってはとても辛く嫌な場合もあるので、軽率な言動は慎みましょう。

##### ④窃 盗

窃盗は恥ずべき行為であり、刑法犯行為となります。特に、学校の中で盗難があるとお互いが信じられなくなります。

##### ⑤飲酒、喫煙、薬物乱用

校内外を問わず飲酒、喫煙は法律違反であり許されません。成長期である皆さんの心身への害を学習し、自らの体と健康を大切にしましょう。また、電子タバコ（加熱式でないもの、ニコチンを含むものを含む）も、危険薬物の摂取が容易になる恐れがあり、警察でも補導対象となっていることから、煙草と同様に禁止です。

##### ⑥試験などでの不正行為(カンニング)

不正行為があった場合は、ただちに解答を中断し、その後は監督の先生の指示に従うこと。その場合、その科目の得点は0点とし、追試験は行わない。その他まぎらわしい行為は、不正行為の扱いとなる場合があるので注意すること。

さらに、違反行為に対する責任や反省が問われます。

##### ⑦器物破損など

校内の器物や公共のものを故意に破損、もしくは著しく汚した場合は実費で弁済しなくてはなりません。非常に高額な金額になる場合もありますので、注意してください。

##### ⑧援助交際、不適切交遊（不純異性交遊）など

高校生の若年齢層がSNSなどを利用して性被害にあうケースが増加しています。興味本位で無責任な行動をとったり、ネットで知り合った人と安易に会わないようにしましょう。

また、深夜徘徊などがこのような行為に結びついていく傾向があります。

##### ⑨「4 無い運動」

高校生については、自動車（バイク）は「運転しない」、「買わない」、「免許を取らない」、「他人の車に同乗しない」の4無い運動を申し合わせしています。車やバイクを無免許運転したり、無断で免許を取得したりしないようにしましょう。

## (2) 懲戒と特別指導

決められているルールを守ることができなかつたり、前記のような禁止行為を行った場合には、それなりの責任を果たさなければなりません。 ⇒ **懲戒または特別指導**

①懲戒・・・訓告、停学、退学

②特別指導・・・家庭や学校における別室指導、学校長や生徒指導部長等からの訓戒、注意＋反省学習、課題作文、奉仕活動などの指導

これらの場合はまず、保護者に連絡され、特別指導などの言い渡しや学校長からの訓戒、注意は必ず保護者同伴で行われます。なお、他人を傷つけたり、そのおそれがある場合や違反行為を繰り返した場合には、指導もより厳しいものとなります。

これらの点が中学校と大きく異なることであり、本校のルールの中でも特に大切なものです。 これらをよく理解し、責任ある行動をとってください。

## (3) 被害にあったときの届け出

被害にあった場合は、勇気をもって速やかに教員に申し出てください。我慢したり、恐れているだけではなかなか状況は改善しません。学校は全力で対処します。

校外では次のようなことに遭遇する場合があります。これらを見た時や遭遇した時は、速やかに警察と学校に連絡してください。学校は常に警察署と連携し、被害の防止に努めています。

- ・登下校中に変質者に遭遇（相手が車を使っている場合はナンバーを覚える）
- ・路上で言いがかりをつけられた（相手の特徴等をできるだけ正確に記憶する）
- ・交通事故にあった（ケガの有無にかかわらず必ず相手の氏名、住所、電話番号を聞く）

## (4) 不審者・防犯対策

登下校は一人でせず、できるだけ複数の人と行動をともにし、明るく人通りのある広い道を通りましょう。遅くなった場合は保護者に送迎を依頼するなど、自分で自分の身を守る方策を取りましょう。

- ・危険を感じたら、大声をあげるなどして、迷わず逃げる（恐喝、脅迫等も同様）
- ・防犯ブザー等の防犯器具を身に付けておく（すぐ鳴るように準備しておく）
- ・不審者がついていないか後ろを確認し、ついてくる場合は近くの家等に駆け込む
- ・躊躇なく110番通報する（場所、相手の特徴、車の種類等を警察へ伝える）
- ・危険を感じた場合は、携帯電話に予め「110」を入力し、すぐに発信できるように準備する

## 4 教育相談について

### (1) 学校における教育相談体制

本校では、教育相談室(本館1階)を設け、皆さんの様々な相談を受け入れています。相談内容については、固く秘密を守ります。また、保護者の方からの相談も受け入れています。

高校での3年間は、体や心が少年期から青年期へと激しく移り変わっていく時です。成長も早いですが、壁にぶつかって悩んだり、苦しんだりすることも多くなります。

そんな時、皆さんはどうしますか。友だちと話し合う、先生や両親と相談する、きっとそんなふうに解決を図っていることと思います。“言葉に表す”ことは大変よいことです。

本校では、皆さんが相談しやすいよう、教育相談係を設けて、相談に来てくれるのを待っています。どんなことでも気がねなく相談に来てください。

## (2) 学校外の相談機関

相談の内容や相談者の都合によって、面談や電話、メールでの相談が可能です。だれにも知られたくないような悩みのある時は、気軽にダイヤルしてみましょう。

①「子供SOS24」（夜間・休日・祝日を含めた24時間対応） 0120-0-78310（フリーダイヤル）携帯電話から接続可能 ※いじめ、不登校、学習、進路、友達、親子関係等	
②「教育相談ほほえみダイヤル」（月曜日から金曜日 8:30～17:15）西濃教育事務所 0120-745-070（フリーダイヤル）携帯電話から接続不能 0584-73-1914（通話料必要）携帯電話から接続可能	
③ 岐阜県教育委員会教育相談係（月曜日から金曜日 8:30～17:15）岐阜県総合教育センター 058-271-3328（通話料必要）	
④ 県教育委員会以外の電話相談窓口	
○ 西濃地区少年サポートセンター（大垣警察署内）	0120-783-802（フリーダイヤル）0584-78-7838
○ 青少年SOSセンター（24時間対応）	0120-247-505（フリーダイヤル） s-soudan@govt.pref.gifu.jp
○ 岐阜県女性相談センター（9:00～17:00）	058-274-7377
○ 西濃こども相談センター	0584-78-4838
○ 警察本部少年サポートセンター（ヤングテレホンコーナー） （24時間対応）	0120-783-800（フリーダイヤル） 058-276-4152
○ 岐阜県子ども・家庭電話相談室	0120-76-1152（フリーダイヤル）058-276-4152
○ 発達障がい者支援センターのぞみ	058-233-5116
○ チャイルドラインぎふ	0120-99-7777（フリーダイヤル）
○ 岐阜いのちの電話	058-277-4343
○ こころのダイヤル119番（心の健康について）	058-276-0119
○ 子どもの人権110番（いじめや差別など人権）	0120-007-110（フリーダイヤル）

進路、性格、身体、友人関係などで悩みをもちながら毎日を過ごしている人がたくさんいます。悩みはそのままにしておくとしだんだん大きくなって、自分の力だけでは解決できなくなってしまうことが多いものです。

しかし、中には身近な人に知られたくないような悩みもあるでしょう。このような人のために、電話相談が開かれています。あなたの名前や学校名を聞かずに、あなたの身になって相談にのってもらえます。

## 5 生活ルール等細則

この生活ルール等細則は、充実した学校生活を送るための生活や行動の基準を示したものです。高校では、よりよい集団生活を維持するために様々な規則があります。基本的なことをしっかり守ることが、充実した高校生活を送ることにつながるのです。

### 5-1 頭髪・服装等について

- 登下校時及び、校内では本校指定の制服を正しく着用すること。
- 高校生らしく常に端正で清潔さを保つこと。
- **就職試験や面接試験に適應する身なりを原則**とする。
- **全校集会や学年別集会で身だしなみ指導を実施し、改善を求める指導を行う。指導に従えない場合や違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。**

#### <頭 髪 等>

- (1) 頭髪をパーマやカラー、カール等で加工することは禁止。薬品やドライヤー、アイロン、こて等による脱色や変色も禁止。ワックス・スプレー等整髪料をつけない。
- (2) 頭髪について特別の事情がある場合には、事前に担任及び生徒指導部に相談する。  
(新入生は、合格者説明会の際に、保護者と一緒に申し出て確認をする)

男子	<p>①長髪は禁止 前髪は目にかからない。横髪は耳にかからない。後ろ髪はブレザーの襟にかからない。</p> <p>②奇抜な髪型は禁止 モヒカン、そり込み（ライン）、リーゼント、左右非対称カット、ツーブロック、極端に逆立てる等</p> <p>③まゆ毛をそる、描くことは禁止</p> <p>④髪留め（ピン、カチューシャ等）の使用禁止</p> <p>⑤口ひげ、あごひげは禁止</p>
女子	<p>①前髪は目にかからない。長い髪は必要に応じてゴム等でまとめる。</p> <p>②エクステ、編み込み（ブレード等）、ウィッグ等は禁止</p> <p>③カールやパーマ等の加工・お団子等奇抜な髪型（男子に準ずる）は禁止</p> <p>④華美な髪留め（カチューシャも含む）は禁止とし、地味なものとする。</p> <p>⑤まゆ毛をそる、化粧（色つきリップクリーム、まゆを描くことも含む）、アイプチ、まつ毛エクステンション等は禁止</p>

### <服装等>

- (1) 制服（冬服）※全ての生徒は、Aタイプ・Bタイプどちらでも選択できる。
  - ①Aタイプはブレザー、指定シャツ、スラックス、ネクタイの組み合わせとする。
  - ②Bタイプはブレザー、指定シャツ、スカート又はスラックス、リボン（スラックスの場合、ネクタイ）の組み合わせとする。
  - ③制服の着用にあたっては、着崩しや改造を禁止し、ブレザーのボタンは留める。
  - ④指定シャツの襟を立てたり、襟をブレザーから出したりしないこと。  
また、シャツの裾が出ないように着用すること。
  - ⑤フック式ネクタイ、リボンを正しく着用する。シャツの第1ボタンまでしっかり留める。
  - ⑥スカート丈はひざがかくれる程度の長さで着用する。スカートの折り曲げをしない。  
スラックスを下げて（腰パン）はかない。  
目安は立て膝をついたときスカートの裾が床に付く長さとする。
- (2) 制服（夏服）※詳細は、衣替えの際に説明する。
  - ①ネクタイ、リボンはつけない。
  - ②シャツ出し、シャツの裾を結ぶことは禁止。
  - ③第1ボタンのみ外しても良い。
- (3) ベルト  
黒色で柄や飾りのないものを着用する。
- (4) 靴下  
黒色または紺色。  
ワンポイント柄まで可。ライン入りは不可。
- (5) ストッキング・タイツ  
無地で黒色、紺色またはベージュ色のものである。それ以外の物（スウェット・ジャージなど）をスカートの下に着用することは禁止。防寒用、不審者対策としてBタイプスラックス（通年着用可）を推奨。
- (6) 靴
  - ①形・色ともに華美でないものとする。
  - ②安全・衛生面から、サンダル、スリッパ、ブーツ、かかとの高い靴、厚底の靴等は禁止。
  - ③靴のかかとを踏みつける履き方をしない。
- (7) カバン
  - ①形・色ともに華美でないものとし、特に指定しない。
  - ②派手なものや高価なものは避け、通学の際に安全で機能的なものとする。
  - ③過度の飾り（多数のキーホルダーやぬいぐるみ等）などはカバンにつけない。
- (8) 上履き
  - ①本校指定のスリッパを使用し、上下混用はしない。
  - ②体育館では本校所定の体育館シューズを用いる。
- (9) コート・防寒着
  - ①本校指定のセーター・ベストのみ着用を認める。
  - ②手袋、マフラー等は登下校時の冬服着用期間のみとし、教室内では使用しない。
  - ③コートは、形・色ともに華美でなく、制服の上に着用しても違和感のないものとする。  
パーカー、トレーナーは認めない。
  - ④コートの色は無地で黒、紺、茶、グレー、ベージュ、白色等が望ましい。

- ⑤風邪・その他、健康上の理由によって授業中に防寒着を着用したい場合は、担任・教科担当の先生に申し出て着用する。
- (10) 化粧・装飾品
  - ①ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪、ヘアバンド等の着用はしない。
  - ②化粧、アイプチ、まつ毛エクステンション、マニキュア、付け爪等も禁止する。カラーコンタクトや輪郭を強調するコンタクトレンズを着用しない。刺青は禁止する。
- (11) 異装  
病气やけが、その他の理由により規定の制服を着られない場合は生徒指導部で「異装届」を記入し、許可を得る。

## 5-2 欠席・遅刻・早退について

- 欠席する場合は、7：30～8：10の間に保護者が学校に電話連絡をいれる。
- 遅刻する場合は、欠席と同様学校に連絡するとともに登校したら生徒指導部で「遅刻届」を記入し、所定の手続きをとる。
- 体調不良で早退する場合は、保健室で担任と連絡を取り、保護者に連絡して「早退届」を記入し、保護者とともに早退する。

## 5-3 高校生としての行動マナーについて

- ・あいさつや礼は、校内外にかかわらず、心を込めて服装等を整えて行う
- ・高校生らしい言葉遣いには気をつけ、正確に、ていねいに話すように心掛ける
- ・職員室等に入るときは入室の心得（掲示）をよく読み、カバン等は廊下に置いて入室し、用件が終わったら速やかに退室する
- ・全校集会や学年集会などの際は速やかに集まり、静粛にして会の進行に協力すること

## 5-4 校内生活について

- ・登校は、朝のSHR開始5分前までに教室に入り、着席することが望ましい
- ・登校後（始業より放課まで）は、無断で校外に出ない
- ・学校には、学習に必要な物以外は持ち込まない。生徒間の物品売買、金銭の貸借は禁止する。
- ・自動販売機の利用は、昼休み及び放課後を原則とする。
- ・校舎内外を汚さないようにし、校内美化に努める
- ・建物、校具類など公共施設や器物を大切にす
- ・万一破損した場合は担任や顧問に届け出る（事由によっては弁償の責任を負うこともある）
- ・学校から家庭への連絡や通知、その他の諸連絡は速やかに確実に伝える
- ・保護者及び保護者に準ずる者以外の送迎は禁止する

## 5-5 携帯電話・スマートフォン（以下、携帯電話）の取扱いについて

- 校内での携帯電話の使用は、始業時（朝SHR）から終業時（帰SHR）まで禁止する。
- 授業中や休み時間はもちろん、SHR、LHR、自習時間、集会時も使用しない。
- 朝学校に到着したら、電源を切り、カバンの中に片付ける。

- ・授業中、携帯電話を使用した場合（鳴った場合も含む）は、反省文指導や預かり指導とする
- ・他者を誹謗中傷するような内容や周囲に不安や迷惑、被害を与える内容をネット上に書き込んだり、不法な写真や動画を掲載したりしない
- ・著しく「情報モラル」に反すると判断した場合は、所定の手続きを経て特別指導の対象とする

## 5-6 学習・授業について

- ・教科の学習や特別活動に意欲をもって積極的に取り組む
- ・真面目な学習態度で授業に参加し、よりよい学習環境を作るように努める
- ・授業の始まりと終わりのあいさつ「起立・姿勢を正して・礼」をきちんと行う
- ・予習、復習に心掛け、提出物は期限までに提出し、学習効果を高める
- ・学習用具（教科書やノート等）は置きっぱなしにせず、家庭での予習復習のため、持ち帰る
- ・自習は静かに行い、他のクラスや生徒に迷惑をかけない

## 5-7 紛失や盗難防止について

- ・必要のない現金は、学校へ持ってこない

- ・貴重品は、各自が責任をもってしっかり管理する
- ・持ち物には必ず記名し、紛失しても持ち主がわかるようにする
- ・実習、体育などの時間は、必ずクラスの貴重品袋を利用し先生に預ける
- ・自転車は必ず2重ロックをする
- ・他のクラス、他の更衣室、無人の部屋には絶対に立ち入らないようにする
- ・紛失・盗難は担任の先生に届けると同時に、必ず生徒指導部へ届け出ること

## 5-8 校外での生活について

- ・校外においても、常に本校生徒として誇りと責任をもって行動する。
- ・高校生の入場が禁止されている場所やふさわしくない場所には出入りしない。
- ・公共の場所では周囲に対し迷惑をかけ、不快な思いをさせるいかなる行為も厳に慎む。

## 6 交通安全について

### 6-1 交通事故防止について

「軽車両」である自転車の通行は車道が原則で、歩道は例外となります。歩道を通行する場合は歩行者を優先し、車道では左側（路側帯）を通行しなければなりません。

事故を防止するために、次の5つを実行してください。

- もしかして・・・「危険予測」 ○とまる・・・「一時停止」 ○みる・・・「安全確認」  
 ○まっ・・・「安全確保」 ○たしかめる・・・「再確認」

### 6-2 「自転車の安全ルール」について

#### (1) 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（または反射材）をつけなければなりません。

ライトをつけるのは、自分が進む道を照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。



#### (2) 二人乗りは禁止

自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。



#### (3) 並進は禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってははいけません。自転車が並んで走ると、どちらかが車道の中央寄りを走ることになり、危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。



#### (4) 信号を守る

信号は必ず守ること。「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従いましょう。

#### (5) 交差点での一時停止と安全確認

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止すること。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し左右をよく見て安全に通行し、見通しのよい交差点でも、安全のため速度を落としましょう。



### 6-3 こんな運転はやめよう

(1) 携帯電話を使いながらの運転

携帯電話を操作しながらの運転は、片手運転でふらつきやすいうえ、周囲を見ていないため、事故に遭ったり、歩行者にぶつかってけがをさせるおそれがあり交通安全義務違反となります。



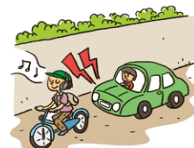
(2) 傘さし運転

傘さし運転はバランスを崩しやすくする原因となるほか、傘によって前方の視界が遮られ、前方不確認となる恐れがあります。



(3) イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転

イヤホンで音楽を聴きながらの運転は、音楽にとられて注意散漫になったり、後ろから近づいてくる自動車の音が聞こえなかったりして、事故に遭う危険性が高まる道路交通法違反です。



## II 生活に関する規程

### 1 生徒の生活について

【届出と許可】

第1条 欠席・遅刻・忌引きの場合は、始業までに保護者が電話で学校へ届け出る。なお、親族の死亡による忌引きは、次のとおりとする。

- |               |      |              |      |
|---------------|------|--------------|------|
| (1) 父母        | 7日以内 | (2) 祖父母・兄弟姉妹 | 3日以内 |
| (3) 曾祖父母・伯叔父母 | 1日以内 | (4) 父母の年忌    | 1日以内 |

第2条 早退・外出の場合は、所定の用紙に記入し、担任の証明を受け生徒指導部に届け出ること。なお、早退の場合は、無事帰宅したことを担任まで電話連絡する。

第3条 学割証を必要とする場合は、学割証発行願を生徒指導室で受け取り、手続きをして事務室に提出、発行を受ける。なお、冬山登山は禁止する。

第4条 次事項は学校へ届けや許可を得なければならない。届出先は下表のように定める。

事 項	届 出 先
(1) 欠席・遅刻・早退・忌引き・公欠の連絡	保護者→HR担任
(2) 遅刻届	生徒指導部→教科担任→HR担任
(3) 早退届	保健室→HR担任→生徒指導部
(4) 自転車通学許可願	HR担任→生徒指導部
(5) 自動車学校入校許可申請書	HR担任→学年主任→進路指導部 →生徒指導部
(6) アルバイト承認願	生徒指導部→HR担任→部顧問→ 科長→学年主任→生徒指導部長
(7) 盗難・紛失届	HR担任→生徒指導部
(8) 交通事故報告書	HR担任→生徒指導部
(9) 学割発行願	担当→担任→学年主任→部長→事務



(10) 異装届	HR 担任→生徒指導部
(11) 下宿届	HR 担任→生徒指導部

### 【通学と交通安全】

第7条 通学に際しては、下記の各号を遵守する。

- (1) 登校・下校に際しては交通道德・交通ルールを遵守する。
- (2) バス・電車等の乗り降りには秩序を守る。
- (3) 通学用の自転車は学校に登録しなければならない。
- (4) 通学用自転車は常に整備しておく。
- (5) 自転車の二人乗りや並進、無灯火運転はしない。
- (6) 交通違反・交通事故の場合はすみやかにHR担任と生徒指導部に届け出る。

## 2 自転車通学について

第1条 自転車通学者は、交通事故から大切な命を守るために、以下の事項を遵守すること。

- (1) 交通道德・交通ルールを遵守する。
- (2) ライト・ブレーキ・ハンドル・ベル・反射材・鍵等整備不良車を使用しない。
- (3) 携帯電話やスマートフォンを使用したり、音楽を聴きながら運転しない。
- (4) 二人乗りや並進をしない。
- (5) 自転車使用許可証を所定の位置に添付する。
- (6) 雨天時には雨ガッパを使用する。
- (7) 自転車は所定の場所に置き、必ず施錠し、盗難防止に努める。

第2条 自転車通学許可の申請は以下のように行うこと。

- (1) 所定の自転車通学許可願に必要な事項を記入し、警察庁指定自転車安全登録店において点検整備を受け、任意の自転車保険に加入した上で、HR担任を通して生徒指導部へ提出する。
- (2) 生徒指導部で適当と認められたものに許可証を交付する。

## 3 アルバイトについて

第1条 原則として禁止としているが、家庭の事情でやむを得ない場合は保護者の申し出により、検討のうえ承認する。

第2条 下記の条件をすべて満たす者について承認する。

- (1) 学習成績面で問題がないこと。
- (2) 生活面で問題がないこと。
- (3) 実習当番、部活動、補習・補充等に差し支えないこと。

第3条 業種、業務条件は下記のとおりとする。

- (1) 午後10時には帰宅できる。
- (2) 危険性がなく、雇用者の管理・指導が行き届いている。
- (3) 未成年者の立ち入りを禁止している場所や射幸心をあおるような場所（パチンコ店、ゲームセンター等）、また、飲酒に関わる店（居酒屋）は禁止する。
- (4) アルバイト先の環境や労働条件などをよく考え、相談して実施する。

第4条 アルバイト承認に関する事務手続きは下記のように行う。

- (1) アルバイト承認願（本人、保護者記入）、アルバイト求人申込書（事業者記入）を事前にHR担任、部顧問、学年主任、学科主任の認め印をもらい、生徒指導部に提出する。
- (2) 学校長の承認によりアルバイト承認証の発行を受ける。
- (3) アルバイト期間中は身分証明書とアルバイト承認証を常に携帯する。

## 4 自動車運転免許取得について

### 【自動車運転免許の取得許可】

第1条 本校在学中は「4 無い運動」の趣旨により、原則として自動車運転免許等の取得を許可しないが、就職等、諸種の事情により自動車運転免許を必要とする場合は、本人ならびに保護者からの申請により、審査の上、下記の規程により学校長が許可する。

### 【入校時期】

第2条 以下の条件を満たす者について、学業成績、素行等に問題のない限り、それぞれの入校時期における入校を許可する。

### 【特別入校】

第3条 就職内定者のうち、入社日が早く、かつ以下の条件をいずれか1つを満たす者について、後期中間考査終了後、特別入校として自動車学校等への入校を許可する。

- (1) 企業要請  
企業から「免許取得必要」との要請があった場合
- (2) 特殊勤務  
3交代勤務等のため、出社・帰宅に公共の交通機関が利用できない場合
- (3) 遠距離通勤  
公共の交通機関を利用して通勤すると著しく時間を要する場合
- (4) その他
  - ①遠隔地入社の場合  
※一般入校では入社時までには免許が取得できず、県内の自動車学校を中途退学しなければならない場合。
  - ②全寮制等のために、入社後に運転免許が取得できない場合  
※ただし、運転免許を取得させない方針の企業への入社はこの限りではない。
  - ③その他特別の事情が認められた場合  
※特別の事情とは、身体に障がい等があるため運転免許取得に著しく期間を要すると予想される場合

### 【一般入校】

第4条 上記以外の就職内定者及び専門学校等内定者については、学年末考査終了後、一般入校として自動車学校等への入校を許可する。

### 【卒業入校】

第5条 特別入校者、一般入校者以外の自動車学校入校希望者については、卒業入校として卒業式以降入校を許可する。

### 【免許取得の時期】

第6条 免許取得のための法令試験は原則として卒業式以降に受験する。

### 【許可申請及び入校手続き】

第7条 運転免許取得の許可申請および自動車学校入校手続きについては、下記の手続きにより行う。

- (1) 保護者の責任のもとで、自動車学校入校許可申請書(兼 同意書)を学校長に提出する。
- (2) 審査の上、入校を許可された者は、自動車学校入校許可証を受け取り、自動車学校で入校手続きをする。
- (3) 自動車学校入校受付証を学校に提出する。

### 【教習における注意事項】

第8条 自動車学校等への入校を許可された者は、下記の規定を遵守すること。

- (1) 入校日以前は、自動車学校・教習所等での運転練習を含めて、免許取得のための行為を禁止する。
- (2) 宿泊を伴う合宿制の自動車学校への入校は禁止する。
- (3) 自動車学校への通学は制服を着用し、本校生徒として自覚ある行動をとる。
- (4) 万一、上記の規定に反した場合は厳しい指導を行う。

### 【教習の停止等】

第9条 以下の場合には教習を停止する。

- (1) 特別入校の生徒は、後期中間・学年末考査の成績、一般入校の生徒は、学年末考査の成績に欠点があった場合は、自動車学校通学を停止する。ただし、追試験等に合格し欠点が解消された場合は、停止を解除する。
- (2) 入校中に、問題行動で特別指導を受けた生徒は、その指導期間中は、自動車学校通学を停止する。

### Ⅲ 服装に関する規程

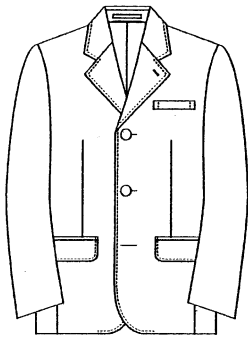
服装・身だしなみは、清潔を旨とし本校生徒としての品位を保つよう心がける。校外行事の場合も、特に指示がない場合は同様とする。

#### (1) 衣替え並びに移行期間

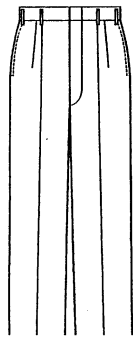
衣替え 6月 1日ならびに10月 1日  
移行期間(※) 5月20日 ~ 6月10日 ※天候・気温等を勘案し、柔軟に対応  
9月20日 ~ 10月10日

#### (2) Aタイプの服装・・規定の制服とする

上着 ウール40% ポリエステル60% エコプライムミドルサージ紺色 半裏付  
左胸オリジナルエンブレム付 校章入りセフラー釦  
スラックス ウール50% ポリエステル50% ミニチェック  
前2タック 裾シングル (黒色のベルトを必ず着用すること)  
シャツ ポリエステル65% 綿35% ミニタッタソール  
レギュラーカラーシャツ アウトイン丈  
ネクタイ ポリエステル100% レギュラーカラー フック式  
◎着衣 上着・シャツ・スラックス・ネクタイの組合せとする。  
ニットベスト・セーターの購入は自由。  
着用する場合は学校指定のニットベスト・セーターを着用。



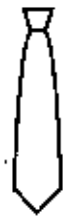
上着  
(左胸に指定エンブレム付)



Aタイプ  
スラックス

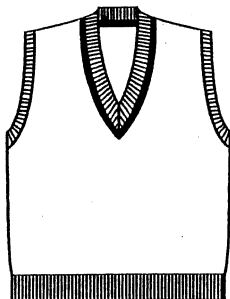


長袖シャツ

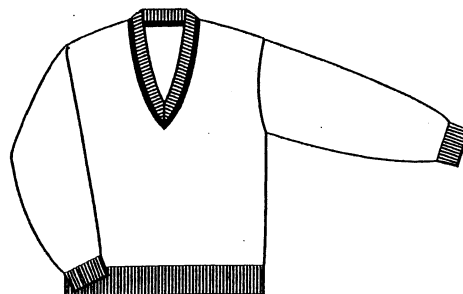


ネクタイ

#### <オプション (希望購入)>



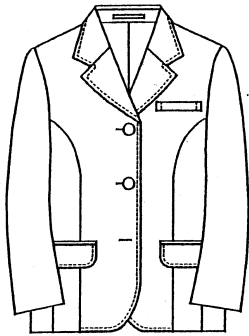
ニットベスト  
(左胸に刺繍付)



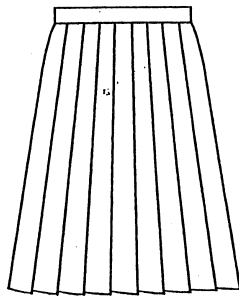
ニットセーター  
(左胸に刺繍付)

(3) Bタイプの服装・既定の制服とする。

- 上着 ウール40% ポリエステル60% エコプライムミドルサージ紺色 総裏  
3ッ釦シングルブレザースタイル 左袖菊穴釦ホール 胸脇切ポケット  
左胸オリジナルエンブレム付 オリジナル校章入りセフラー釦
- スカート ウール50% ポリエステル50% タータンチェック 18本車ヒダ  
裾に校章フロッキー付  
スカートの丈は膝上丈(スカートの裾が膝の上縁にかかる)とする。
- ブラウス ポリエステル65% 綿35% ミニタッタソール  
レギュラーカラーシャツ アウトイン丈
- リボン ポリエステル100% リボンタイ フック式
- ◎着衣 上着・ブラウス・スカート・リボンの組合せとする。  
ニットベスト・セーターの購入は自由。  
着用する場合は学校指定のニットベスト・セーターを着用。



上着  
(左胸に指定エンブレム付)



スカート

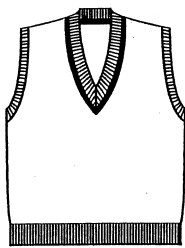


長袖ブラウス

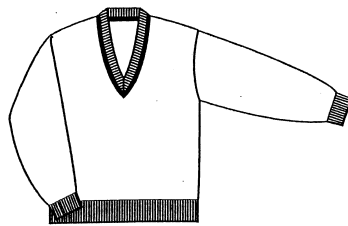


リボン

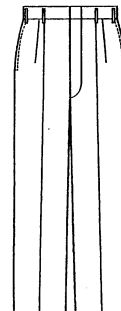
<オプション(希望購入)>



ニットベスト  
(左胸に刺繍付)



ニットセーター  
(左胸に刺繍付)



Bタイプ  
スラックス



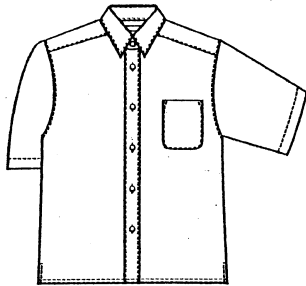
ネクタイ

(4) 共通アイテム(オプション)

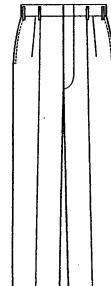
- ベスト アクリル70% ウール30% 天竺 左胸オリジナル刺繍付  
カラー:紺
- セーター アクリル70% ウール30% 天竺 左胸オリジナル刺繍付  
カラー:紺

(5) 夏Aタイプの服装

スラックス ウール50% ポリエステル50% サマーミニチェック  
前2タック 裾シングル  
半袖シャツ ポリエステル65% 綿35% ミニタッタソール  
レギュラーカラーシャツ アウトイン丈  
◎着衣 シャツ・スラックス・ネクタイの組み合わせとする。



半袖シャツ

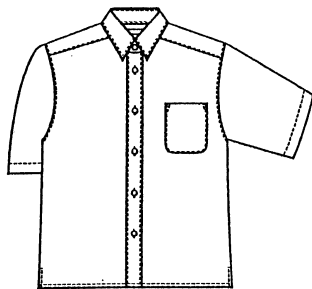


サマーズラックス

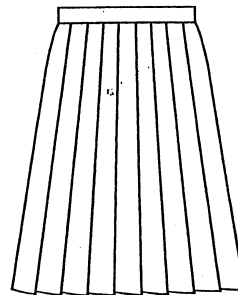
(6) 夏Bタイプの服装

スカート ウール50% ポリエステル50% サマータータンチェック  
18本車ひだ  
裾に校章フロッキー付  
半袖シャツ ポリエステル65% 綿35% ミニタッタソール  
レギュラーカラーシャツ アウトイン丈

◎着衣 夏季はシャツ・スカート・ネクタイの組み合わせとし、シャツの裾はスカートの中へ入れる。



半袖シャツ



サマースカート

(7) 届け出について

- ①特別の理由により異装する場合は、担任を通じて生徒指導部の異装届を提出すること。
- ②異装許可を受けた場合は、異装届を常に携帯すること。

(8) 実習・体育時の服装

実験実習ならびに体育時の服装は学校で定められたものを着用する。